障害福祉サービス等情報公表制度について

横浜市健康福祉局障害企画課



障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年4月から施行された障害福祉サービス等情報公表制度に伴い、

9月下旬より、ウェブサイト「障害福祉サービス等情報検索」が公開されました。

URL http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do



障害福祉サービス等情報公表制度とは

□制度設立の趣旨・目的

障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中で、利用者が個々の二一ズに応じて良質なサービスを選択できるようにすること、事業者によるサービスの質を向上することが重要な課題となっています。このため、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々の二一ズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として本制度が設立されました。

□根拠法

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3
- ・児童福祉法第33条の18第1項

■気を付けていただきたいこと

毎年度、報告年度の4月1日時点の「障害福祉サービス等情報」を報告する必要があります

【重要】障害福祉サービス等情報の公表が未完了の法人・事業所の皆様

以下のサービスを行っている事業所及び運営法人は、 障害福祉サービス等情報を**横浜市に報告し、利用者に公表する義務**があります。

情報公表制度の対象サービス一覧

1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練(生活訓練)	16.就労定着支援	21.地域相談支援(定着)	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援A型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練(機能訓練)	15.就労継続支援B型	20.地域相談支援(移行)	25.医療型児童発達支援	

法人基礎情報は回答済でも事業所の詳細情報を情報公表システムに入力していない事業所、また、事業所の詳細情報は入力済だが承認依頼をかけていない事業所がございます。

まずはウェブサイト「障害福祉サービス等情報検索」にて、

ご自身の事業所及び運営法人の情報が公表されているかご確認をよろしくお願いいたします。

【参考】障害福祉サービス等情報の公表までの手順

①《横浜市電子申請・届出サービス》から法人基礎情報(メールアドレス含む)を回答する

※ログインID・パスワードは自治体及び法人1つです。市内で複数事業所を運営している法人の事業所はID・パスワードを共有してください。



②《障害福祉サービス等情報公表システム》からログインID・パスワードがメールアドレスに届く



③②のシステムにログインし、事業所の詳細な運営情報を入力し、横浜市に承認依頼をする



④横浜市が内容を確認し、承認する



⑤《障害福祉サービス等情報検索》に公表開始

【参考】法人基礎情報の回答方法について

ウェブサイト≪横浜市電子申請・届出サービス≫の申請フォームから、御回答ください。

■申請フォーム名:

「障害福祉サービス事業者等情報公表制度の運用開始に向けたメールアドレス等申請フォーム」

■検索方法:

横浜市トップページ → (「◎暮らしの情報」内の)電子申請

→キーワード検索「情報公表システム」と検索

■検索URL:

https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1527234294494

【参考】≪横浜市電子申請・届出サービス≫操作画面イメージ①

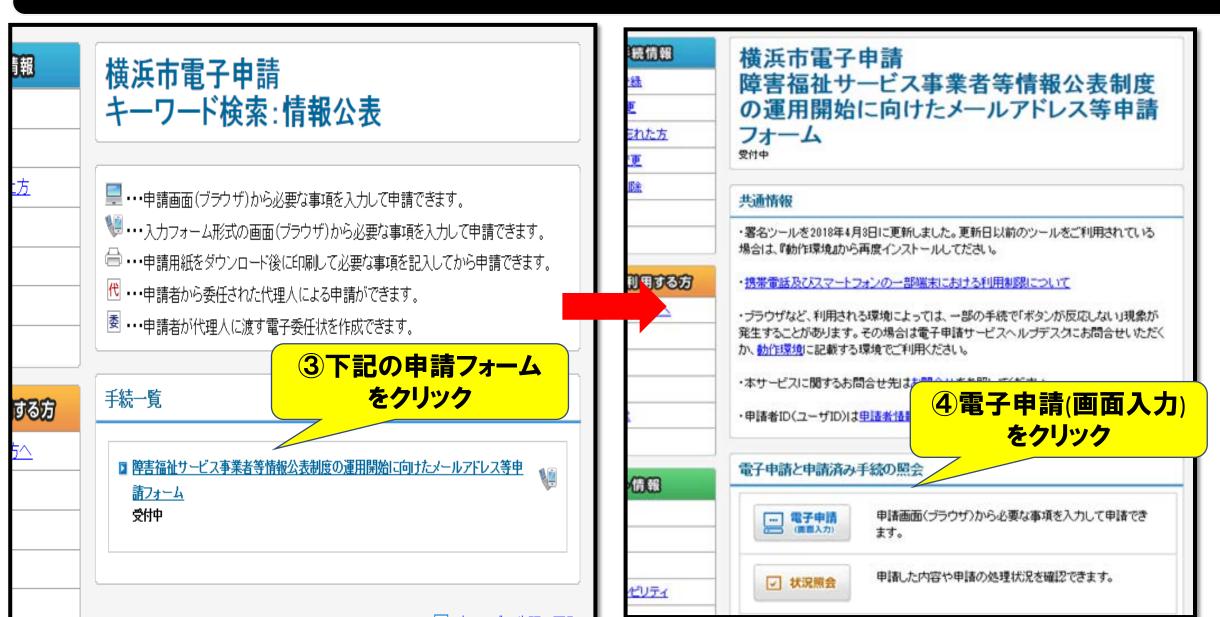


横浜市電子申請・届出サービス 横浜市トップページ 申請•手続情報 申請者情報登録 パスワード変更 母共通情報 パスワードを忘れた方 ■ 申請者情報変更 ■ 申請者情報#除 ■ 状況照会 ■ 委任状照会 ■ はじめて利用する方 はじめて利用する方へ ■ 利用規約 ∷: お知らせ 利用手引 副利用上の注意 操作体験 ♀ 手続の検索 💕 サポート情報 ■よくある質問 ■お問合せ キーワード検索 ■ リンク集 ウェブアクセシビリティ 五十音検索 ■ 運営について

文字の大きさ 🛨 🗖 🕠 色 🚌 🖳 🙀 🏂 RSS(新着情報) 🤝 横浜市雷子申請 ・署名ツールを2018年4月3日に更新しました。更新日以前のツールをご利用されている 場合は、『動作環境・助ら再度インストールしてださい。 ・携帯雷話及びスマートフォンの一部端末における利用制限について ・ブラウザなど、利用される環境によっては、一部の手続で「ボタンが反応しない」現象が 発生することがあります。その場合は電子申請サービスヘルプデスクにお問合せいただく か、動作環境に記載する環境でご利用ください。 ・本サービスに関するお問合せ先はお問合せを参照してください。 ・申請者ID(ユーザID)は申請者情報登録から取得してください。 お知らせはありません。 ②「情報公表システム」 と入力 よく使われている手続 よく使われている手続は登録されていません。> 6 ■五十音検索はこちら

サイトマップ

【参考】≪横浜市電子申請・届出サービス≫操作画面イメージ②



【参考】≪横浜市電子申請・届出サービス≫操作画面イメージ③

障害福祉サービス事業者等情報公表制度の運用開始に向けたメールアドレス等申請フォーム

申し込み内容の入力

操作方法のご説明

下記の入力フォームに必要事項を入力した後、「申し込み内容確認」ボタンを押してください。

【必須】マークがある項目は、必ず入力してください。

また、機種依存文字は使用しないでください。機種依存文字が入力されている場合はエラーになります。

申請者情報を転記する場合、「申請者情報を転記する」ボタンを押してください。

途中まで入力した内容を一時保存したい場合、「申し込み一時保存確認」ボタンを押してください。ただし、選択した添付ファイルに関しては一時保存されません。

こちらは障害福祉サービス事業者等情報公表制度の利用開始に向けた、法人メールアドレス等の登録申し込みの受付フォームです。

横浜市内に事業所を有する法人には、必ずメールアドレスを登録していただく必要があります。登録していただい たアドレス宛に、障害福祉サービス等情報公表システムログインの際に必要となるIDとパスワードを1法人に1つ 送付いたします。 既に登録していただいている法人については再登録は不要です。

尚、こちらのフォームでは障害福祉サービス情報等の登録は完了いたしません。障害福祉サービス等情報公表システムから必要情報の登録を行ってください。

參考URL: http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L Result2.asp?NOWPG=2&category=12&topid=2&scategory=&vc=20

申請者情報を転記する

申諸日			
団体・法人名(フリガナ) 必須	全角力タカナで入力してください。		
団体・法人名 必須	全角で入力してください。		
法人番号	国税庁の法人番号公表サイトにてお調べください。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ 13文字で入力してください。		

5申請フォームの内容を埋め て申し込んだら完了

- ※法人基礎情報を回答後、ID・パスワードが届くまで 数日~1週間程度お時間がかかります。
- ※ログインID・パスワードの書かれたメールは 【 wadm@wamnet.wam.go.jp 】から配信されます。
- ※横浜市電子申請・届出サービスによる回答が 難しい場合はFAXで受け付けます。 所定の申請用紙がございますので 障害企画課までご連絡ください。

【参考】事業所詳細情報の入力方法について

ウェブサイト≪障害福祉サービス等情報公表システム≫にログインし、入力を進めてください。

From: wadm@wamnet.wam.go.jp

Subject: [障害福祉サービス等情報公表システム]事業者情報登録通知

(社会福祉法人〇〇)

社会福祉法人〇〇 御中

○○県ご担当者様より、社会福祉法人○○の事業者情報が障害福祉サービス等情報公表システムに登録されました。

下記のログインURLにアクセス頂き、ログインID/パスワードを使用してログインが可能であることをご確認下さい。

システムのログインURL: https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/

ログイン ID: XXXXXXXXXXXXXXX パスワード: XXXXXXXXXXX

また、ログインした後、以下の手順で事業所詳細情報の入力をお願い致します。

手順1.システムにログイン後、画面上部にある「事業所情報の照会・ 編集を行う」メニューをクリックする。 メールに貼られている「システムのログイン URL」からウェブサイト≪障害福祉サービス等 情報公表システム≫を開き、ログインする。



メールに書かれている手順に従って事業所の 詳細情報を入力する。

(事業所を検索後、事業所名称をクリックすると事業所詳細情報の入力画面に切り替わります)



事業所詳細情報を入力後一時保存をしてから、 承認依頼をする。



横浜市が確認後、承認すると公表される。

お問い合わせ先

情報公表制度に関する情報の掲載場所

- ☆ 横浜市からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。 『障害福祉情報サービスかながわ』で検索 書式ライブラリ→「2、横浜市からのお知らせ」→「②横浜市からのお知らせ」
- ☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。 http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/



【障害者総合支援法に基づくサービスに関すること】

横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係

電話: 045-671-3601 F A X: 045-671-3566 メールアドレス: kf-syositei@city.yokohama.jp

【児童福祉法に基づくサービスに関すること】

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話:045-671-4274

メール: kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp